

JR東海労ニュース

No.1124

2008年9月23日

JR東海労働組合

デッチ上げ「蒲郡事件」を理由にした懲戒解雇から1年

加藤誠二さんの懲戒解雇を撤回せよ!

全職場から不当解雇撤回一斉申し入れ!

反弹圧・不当解雇撤回の闘いを職場から創りだそう!

不当解雇から1年! 9.27反弹圧・不当解雇撤回総決起集会に結集しよう!

本部は、9月22日、加藤誠二さんの不当解雇撤回を求め「申第10号」を提出しました。

JR東海労は、全職場から懲戒解雇撤回の申し入れをしています。しかし、職場では会社がこの申し入れを拒否しています。

不当解雇からまもなく1年になります。会社は、今日になっても科学的な証拠も示していません。また、刑事裁判では、指紋がないことや、蒲郡駅のセキュリティーが万全であったこと等が明らかになっています。

加藤誠二さんの解雇撤回まで、職場からの闘いをつくり出そうではありませんか!

解雇通知する蒲郡駅長



JR東海労申第10号
2008年9月22日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松本 正之 殿

JR東海労働組合
中央執行委員長 鈴木 賢輔

加藤誠二さんへの懲戒解雇処分撤回を求める申し入れ

会社は、昨年9月27日、加藤誠二さんに対して、「内部文書を窃取した行為は社員として著しく不都合な行為である」として不当にも懲戒解雇処分を発令した。しかし、この間も主張している通り、この処分理由は事実ではない。まったくのデッチ上げである。「窃取した」というのであれば根拠を示すべきである。

本人からの苦情申告に対しても、一方的に「窃取したと確信している」と決めつけ懲戒解雇の正当性を主張しているが、科学的な根拠も示さず、「確信している」という憶測で懲戒解雇するなど断じて許す訳にはいかない。

JR東海労は、この加藤誠二さんへの懲戒解雇処分は、「主任レポート」や「時系列等報告書」に疑問を投げかけていることへの報復であり、JR東海労の運動の弱体化を狙った組織破壊攻撃であると考えている。

したがって、あらためて抗議すると共に下記の通り申し入れる。

記

1. 直ちに懲戒解雇処分を撤回し、速やかに職場復帰させること。

以上

仲間の首を切られて

黙ってこらえられるか!